

## ○武蔵村山市タブレット端末等物品貸付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、令和3年度に実施するオンライン学習等支援の試行に伴い、武蔵村山市教育委員会（以下「委員会」という。）が保管するタブレット端末及びこれらに附属する物品（以下「タブレット端末等物品」という。）を貸し付けることについて、必要な事項を定めるものとする。

## (貸付けの対象)

第2条 タブレット端末等物品の貸付けを受けることができるものは、武蔵村山市内に住所を有し、市内の公立小学校又は中学校に在学する児童及び生徒に限るものとする。なお、貸付けする物品は、在学する学校のタブレット端末等物品を対象とする。

2 前項に定めるもののほか、委員会が特に必要と認めるものについては、タブレット端末等物品の貸付けを受けることができる。

## (貸付けの申請)

第3条 タブレット端末等物品を自宅等へ持ち帰る等の貸付けを受けようとするものの保護者は、タブレット端末等物品借受書（第1号様式）を委員会又は在学する学校長に提出しなければならない。

## (貸付期間)

第4条 タブレット端末等物品の貸付期間は、最長1年間とし、年度の末日を超えて貸付けを希望する場合は、改めてタブレット端末等物品借受書（第1号様式）を委員会又は在学する学校長に提出しなければならない。

2 委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、貸付け対象者が第2条第1項に規定する貸付けの対象である期間内であれば、前項に規定する貸付期間を延長することができ、その場合は、改めてタブレット端末等物品借受書（第1号様式）を委員会又は在学する学校長に提出しなければならない。

## (貸付料)

第5条 タブレット端末等物品の貸付料は、無料とする。ただし、次に掲げる経費については、保護者の負担とする。

- (1) 貸付機器の電気代に相当する費用
- (2) インターネット回線の利用に係る経費

## (借受者の義務)

第6条 借受者は、タブレット端末等物品を破損等のないように良好な管理をしなければならない。

(返納)

第7条 借受者は、次の各号のいずれかに該当したときは、タブレット端末等物品を委員会に返納しなければならない。

- (1) 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき
- (2) 貸付期間が満了したとき
- (3) 転居等に伴い所属する学校が変更になったとき

(タブレット端末等物品の譲渡等の禁止)

第8条 借受者は、タブレット端末等物品を譲渡又は転貸及び担保としてはならない。

(損害賠償)

第9条 借受者は、タブレット端末等物品を破損等したときは、委員会が相当と認める損害を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、これを減免することができる。

第10条 この要綱で定めるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月19日から施行する。

第1号様式（第3条、第4条関係）

タブレット端末等物品借受書

年 月 日

武蔵村山市教育委員会 殿  
 学校長 殿

申請者（保護者）

氏 名

住 所

連絡先

下記のとおり、タブレット端末等物品を借り受けたいので、届け出ます。

住所	
在籍学校名等	学校 年 組
フリガナ	
児童・生徒氏名	
貸付期間	年 月 日（ ） から 年 月 日（ ） まで
貸付機器	タブレット端末 台、ACアダプタ 本

事務処理欄（申請者は記入しないでください。）

端末の管理番号	
貸付日	年 月 日（ ）
返納日	年 月 日（ ）
備考	

（日本産業規格A列4番）

# 同意書

私は、武蔵村山市タブレット端末等物品貸付要綱に係るタブレット端末等物品の借り受けるに当たって、下記の事項を厳守することを誓約します。また、借り受けた端末等の利用に起因する事故・事件等について、いかなる場合でも、武蔵村山市教育委員会は一切の責任を負わないことに同意します。

## 記

- 1 端末等の貸与、利用、返納について武蔵村山市教育委員会の指示に従うことを誓います。
- 2 借り受けた端末等を適切な管理のもとに使用するとともに、これを譲渡し、貸与し、又は担保に供しません。
- 3 端末等を返納する際には、速やかに借り受けた端末等を原状回復し返納します。
- 4 借り受けた端末等を紛失やその他の理由により正常な状態で返納できない場合は、武蔵村山市教育委員会から請求された当該端末の実費相当額を故意・過失にかかわらず支払います。
- 5 借り受けた端末等については、原則、家庭におけるオンライン学習のみに使用します。万一、当該端末等の使用により生じた事故及び利用により生じたインターネット上での課金、個人情報の漏洩及び機器の利用に要する電気代などの料金支払い等については、保護者において責任をもって対応します。
- 6 借り受けた端末のログ情報について、不正アクセスなどの問題発生時に確認することについて、同意します。

申請者（保護者）

---